

参議院在外同胞引揚問題に関する特別委員会会議録第九号

昭和二十六年十一月二十八日(水曜日)
午後四時四分開会

出席者は左の通り。

委員長 長島 銀藏君
理事 高良 とみ君
千田 正君

委員

大谷 榮潤君
草葉 隆圓君
玉柳 實君
宮本 邦彦君
飯島連次郎君
鈴木 直人君
木内キヤウ君
内村 清次君
成瀬 幡治君
カニエ邦彦君

事務局側

参事(委員長) 青木 玉吉君
第三課勤務)

本日の会議に付した事件

○在外同胞引揚問題に関する調査の件

(報告書に関する件)

○継続調査要求の件

○継続審査要求の件

○議員派遣要求の件

○委員長(長島銀藏君) それでは只今より在外同胞引揚問題に関する特別委員会を開会いたします。

会期も押し詰りまして、今日が最後でありまして、或いは多少会期が延長されるかもわかりませんが、一応今期国会中における当委員会の調査しまし

たことを議長宛提出したいと存じます。調査報告書の草案を事務局より朗読いたさせます。

○参事(青木玉吉君) 只今から草案を朗読いたします。

調査の経過並びに結果の概要

本特別委員会は去る十月十七日院議を以て設置されて以来十一回委員会を開会し、(一)未復員者給与法の一部改正に関する件、(二)外地における遺骨引取に関する件、(三)平和条約実施に伴う戦犯者の取扱い、仮釈放、恩赦等に関する件、(四)昭和二十七年年度引揚者住宅の予算措置に関する件、(五)戦争による遺族及び傷痍者等に関する件等の調査並びに在外公館等借入金返済の実施に関する法律案の審査を行なった。

在外公館等借入金返済の実施に関する法律案に関しては、七名の証人の出頭を求め審査を進めたが、(イ)借入金の返済額を五万円で打切る点、(ロ)関東州地区における換算率適用の時期の点等については更に引続き慎重に審査を行なわなければならない。

未復員者給与法の一部改正に関しては第十回国会以来調査を続けて来たが、遂に本期国会において、療養期間の三カ年延長等に関し、本委員会委員全員賛成者となつて立法措置を講じたことは、療養患者及びその家族は申すまでもなく、戦傷病者、遺族並びに留守家族等の問題に関心を有する人々のひとしお喜びに

堪えないところであると信ずる。外地における遺骨引取りに関する件については、委員会の決定に基づき、委員長より関係方面に対し、南方地区にある同胞の墓所、遺骨の調査のため議員を派遣できるように懇請書を提出中にして、本件に関しても委員会として更に関係方面とも密接な折衝を行い、一日も速かにこの計画を実現し、以て遺族の心情に配慮と共に、これらの戦争による遺族及び戦傷病者等に対しては、急速に立法措置を行い国家補償の途を樹立しなければならない。

なお、海外に残留を余儀なくしてある多数の同胞の引揚促進の面も一刻も放置することを許さない問題である。現在国際連合においては捕虜問題に関し、三人より構成された特別委員会が設置せられ、人道上的見地からこれら捕虜が速かに母国に帰還できるよう活動しているときであつて、本委員会も留守家族の心を心として一段とこの問題の解決に努力する必要を痛感する。

又付託された請願二十八件、陳情六件を審査し、請願二十件、陳情二件を採択した。

このように在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案の審査を初めとして、遺族及び戦傷病者等の立法措置、南方地区の墓所、遺骨の調査並びに引揚促進等、解決を要する重要課題が山積している実情であつ

て、在外同胞引揚問題に関する調査はまだ終了しない。以上であります。

○委員長(長島銀藏君) 只今朗読いたしました草案について、修正すべき点がありましたら御発言して頂きたいと存じます。別段御発言もなければ、只今朗読いたしました調査報告書を議長宛提出することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(長島銀藏君) ではさように決定いたします。

ではこれに御署名を願ひまして、議長宛に提出することにしたと思ひます。御署名を願ひます。

多数意見者署名
高良 とみ 千田 正
大谷 榮潤 草葉 隆圓
玉柳 實 宮本 邦彦
飯島連次郎 鈴木 直人
木内キヤウ 内村 清次
成瀬 幡治 カニエ邦彦

○委員長(長島銀藏君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはな

○委員長(長島銀藏君) 次に只今の調査報告書にも書いてございますよう

○委員長(長島銀藏君) 御異議なしと認めます。では委員長から継続調査要求書の手続をとることにいたします。

○委員長(長島銀藏君) 次に在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案

○委員長(長島銀藏君) 御異議なしと認めます。では若し衆議院側で本法律案の継続審査をするときは、当委員会も継続審査することに決定いたしました。なおその場合の手続きは委員長に御一任して頂きたいと存じます。

○委員長(長島銀藏君) 次に議員派遣についてお諮りいたします。各委員の熱烈なる御努力によつて、遺族戦傷病者の対策も軌道に乗つて参りました

○委員長(長島銀藏君) 御異議なしと認めます。では若し衆議院側で本法律案の継続審査をするときは、当委員会も継続審査することに決定いたしました。なおその場合の手続きは委員長に御一任して頂きたいと存じます。

○委員長(長島銀藏君) 前でございます。

○大谷望潤君 とういうことを調査しますか。

○委員長(長島銀藏君) これはですね。遺族の問題と、それから在外公館等借入金と二つあるのでございませうが、成るべく近い、余り遠くないうちです。速くない場所を選びまして、御迷惑でも調査にお出でを願いたい。かように考えるわけでございませう。

○宮本邦彦君 委員長に何か御腹案がございませうか。

○委員長(長島銀藏君) 腹案も持つております。極く接近した地区ですね。それで効果のある場所を突は考えておるわけでございませう。

○玉柳實君 それじや腹案をお示し願ひたらどうですか。

○宮本邦彦君 日数も非常に少ないようですから……

○大谷望潤君 とにかく議員を派遣するということを最初にきめて、それからその腹案等に対してお諮り願ひたらどうですか。

○委員長(長島銀藏君) 只今大谷委員より先に議員派遣をするということをきめて、それから腹案を示せと、こういふ御意見でございませうが、さよう取計らいますよ。よろしくございませうか。

○委員長(長島銀藏君) それでは御賛成のようございませうから、取りあえず議員派遣ということにつきまして御決定願ひたいと思ひます。御異議ございませうか。

○委員長(長島銀藏君) それではさよう決定いたします。それでは事務局からちよつと御報告いたします。

○参事(青木玉吉君) 事務局で考えておりますのは、次の通常国会まで余り期間もありませんし、先生がたも或いは御都合の悪いかたも出て来るのではなにかと思ひまして、御都合のできる先生がたに成るべく近い県へ、まあ一週間くらい日程で以て行つて頂きたいと思つております。大体事務局で考えておりますのは、三重、和歌山、奈良、この三県くらいが適当じやないかと思つております。

○大谷望潤君 それは班にでも分れて行くのですか。全部ですか。

○参事(青木玉吉君) 大体一班で三名くらい。御都合を先生がたで付けて頂ければよろしいのでございませう。

○内村清次君 これはちよつと速記を止めて、懇談にしてお話になつたほうがいいのではないですか。この行先とか何とかという問題は……

○委員長(長島銀藏君) さようですね。それでは内村委員の御意見もございませうので、速記を止めて頂きます。

〔速記中止〕

○委員長(長島銀藏君) 速記を始めて下さい。

○内村清次君 それでは視察の、調査の点につきましては、日程及び班の構成につきましましては、それから調査地の点につきましては委員長に一任をいたしますから、それで各委員のかたんの御意向を参酌して、調査が出来ますように希望いたす次第であります。

○大谷望潤君 賛成いたします。

○委員長(長島銀藏君) 只今内村委員から御動議で大谷さんからの御賛成がございしたので、それでは委員長におきまして適当に取計らうとか、か

ようにいたしたいと思ひます。それでは只今の議員派遣に関する件のほかに、遺族の問題並びに傷病者の問題がございませうが、今日は委員の数も非常に少ございませうので、本日はこの程度にとどめておきたいと、かように思ひますので、これで散会いたします。

午後四時二十三分散会

十一月十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、在外公館等借入金支払に関する請願(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九一号)

一、未復元者給与法適用期間延長等に関する請願(第九〇二号)

一、樺太行政整理事務所使用庁舎保有に関する請願(第九三二号)

一、未復元者給与法適用期間延長に関する請願(第九〇六号)

一、海外未帰還者引揚促進等に関する請願(第一〇七号)

一、未復元者給与法適用期間延長等に関する請願(第一一四六号)

一、在外公館等借入金支払に関する請願(第一九九号)(第二〇〇号)(第二〇一号)(第二三六号)

第八八六号 昭和二十六年十一月一日受理

在外公館等借入金支払に関する請願
請願者 東京都港区芝浜松町一丁目三 宮沢綱三外四名

紹介議員 紅露 みつ君

今回政府の国会に提出した、在外公館借上金の返済実施に関する法律案の内容は、公式的算定基準によつて現地通貨の換算率を決定し、また借上金の性質を無視して返済金の打切りをなす等、いちじるしく資金提供者の期待に反する上、各地区間不公平な決定となつて居るから、(一)現地通貨の換算率は公定レートによること、(二)支払金額を制限すべきでない等の点について、適当な修正を加えられたいとの請願。

第八八七号 昭和二十六年十一月一日受理

在外公館等借入金支払に関する請願
請願者 東京都目黒区上目黒一丁目二二八 高岡謙吉

紹介議員 伊達源一郎君

この請願の趣旨は、第八八六号と同じである。

第八八八号 昭和二十六年十一月一日受理

在外公館等借入金支払に関する請願
請願者 香川県高松市五番町高松市役所内四国在外公館等借入金緊急措置促進連合会内 川野嘉平

紹介議員 森崎 隆君

この請願の趣旨は、第八八六号と同じである。

第八八九号 昭和二十六年十一月一日受理

在外公館等借入金支払に関する請願
請願者 東京都文京区高田老松町一七 中村椿之助外十二名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第八八六号と同じである。

第八九〇号 昭和二十一年十一月一日受理

在外公館等借入金支払に関する請願
請願者 東京都千代田区麹町二丁目六 曾根徳次外二名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第八八六号と同じである。

第八九一号 昭和二十六年十一月一日受理

在外公館等借入金支払に関する請願
請願者 東京都千代田区麹町六丁目三 全国大連連合会内 山田浩通外二名

紹介議員 愛知 揆一君

この請願の趣旨は、第八八六号と同じである。

第九〇二号 昭和二十六年十一月一日受理

未復元者給与法適用期間延長等に関する請願
請願者 福岡県小倉市瑞穂町三 加藤政太郎外二百三十四名

未復元者給与法による給付は、本年末日をもつて打ち切られることになり、なほ長期間の療養を要する患者は、もちろん、終生療養を要する患者は大部分を占める現状において、何等の保障もなくこの法規の適用を打ち切られることは、療養患者におよぼす影響が大きいから、未復元者給与法の適用を、(一)病気が完全に治るまで保障すること、(二)ストレプトマイシン・パス・附添料の制限を撤廃すること、(三)生活費を支給すること、(四)傷病者に国家公務員災害保障法に準じ手当を支給すること等を実現されたいとの請願。

第九三二号 昭和二十六年十一月二日受理

樺太庁残務整理事務所使用庁舎保有に関する請願

請願者 東京都港区麻布飯倉片町一二社団法人全国樺太連盟会長 白井八州

紹介議員 石坂 豊一君

東京都港区麻布飯倉所在の樺太庁東京事務所庁舎および附属建物は、いまだ国有財産に登録されていないが、これを樺太引揚者団体の中核団体である社団法人全国樺太連盟において保有の上、引揚者の更生保護施設として有効に活用したいから、これが実現を図りたいとの請願。

第一〇九六号 昭和二十六年十一月九日受理

未復員者給与法適用期間延長に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡金島村大日向 小和瀬忠雄外九十四名

紹介議員 梅津 錦一君

この請願の趣旨は、第九〇二号と同じである。

第一一〇七号 昭和二十六年十一月九日受理

海外未帰還者引揚促進等に関する請願

請願者 熊本県議会議長 大久保勢輔

紹介議員 内村 清次君

海外未帰還者の引揚促進に関しては、さきに全国留守家族が講和条約草案中に日本人捕りよ条項挿入の悲壮なる要請運動を行い最終草案に本条項が挿入されたことは国際信義上真に喜びにな

えないところであるが、複雑な周囲の諸情勢はその引揚完遂に容易ならざる障害が予想されるから、この際強力な国民運動を推進するとともに留守家族に対して万全の援護措置を講ぜられたとの請願。

第一一四六号 昭和二十六年十一月十日受理

未復員者給与法適用期間延長等に関する請願

請願者 兵庫県姫路市本町六八国立姫路病院内 田村 庫之助外二十八名

紹介議員 山縣 勝見君

この請願の趣旨は、第九〇二号と同じである。

第一一九九号 昭和二十六年十一月九日受理

在外公館等借入金支払に関する陳情

陳情者 東京都港区芝田村一ノ二外務省内在外公館等借入金整理準備審査会内 華山親義外四名

今回政府の国会に提出した、在外公館借上金の返済実施に関する法律案の内容は、公式的算定基準によつて現地通貨の換算率を決定し、また借上金の性質を無視して返済金の打ち切りをなす等、いちじるしく資金提供者の期待に反する上、各地区間不公平な決定となつてゐるから、(一)現地通貨の換算率は公定レートによること、(二)支払金額を制限すべきでない等の点について適当な修正を加えられたいとの陳情。

第二〇〇号 昭和二十六年十一月九日受理

在外公館等借入金支払に関する陳情

陳情者 東京都武蔵野市吉祥寺八八五 平山復二郎外十九名

この陳情の趣旨は、第一一九九号と同じである。

第二〇一号 昭和二十六年十一月九日受理

在外公館等借入金支払に関する陳情

陳情者 岡山市大供厚生町岡山大連会内 彭城得外二十八名

この陳情の趣旨は、第一一九九号と同じである。

第二三六号 昭和二十六年十一月七日受理

在外公館等借入金支払に関する陳情

陳情者 長崎県南高来郡小浜町丙八五八 井上 清助

この陳情の趣旨は、第一一九九号と同じである。

昭和二十六年十二月十五日印刷

昭和二十六年十二月十七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所